

再雇用等に関する約定書

事業所 を甲とし、労働者 を乙として甲は乙に対し、次のとおり再雇用等に関し約する。

第1条 甲は、昭和 年 月 日の乙の離職日から2ヵ月を経過する日の翌日から昭和 年5月31日までの間の日であって、甲が別に定める日（以下「再雇用日」という。）に乙を再雇用する旨の契約を締結するものとする。

第2条 前条の再雇用に係る労働条件は、再雇用日までに甲乙協議して定めるものとする。甲は、この労働条件がこの約定書を締結する直前の乙の雇入れからこの約定書を締結するまでの雇用に係る労働条件を下回らないよう努めるものとする。

第3条 甲は、昭和 年 月 日から昭和 年3月31日までの間に乙の就労に適する仕事が確保されたときは、その仕事に乙を優先的に雇入れるものとする。この就労に係る労働条件は、甲乙協議して定めるものとする。

第4条 甲は、第1条の再雇用の際に乙に対して 万 千円を支払うものとする。
2 前項の額は、予め第3条の就労が10日に達する日又は甲の事由により第3条の就労が10日に達しないことが明確となる日以前の日であって、甲乙協議して定める日に甲から乙に対して甲乙協議して定める条件により貸渡すものとし、第1条の再雇用がなされたときは乙の当該額の返還を免除し前項の支払いは行われたものとする。なお、第1条の再雇用がなされない場合においても、その原因が乙の事由のうち甲乙協議して定める事由以外の事由であるときは、乙の返還は免除するものとする。

第5条 前条第2項の甲乙協議して定める日前に第1条の再雇用がなされたときは、前条第2項の規定にかかわらず、甲は第3条の期間内の就労が10日に達した際に乙に対して前条の額を支払うものとする。
なお、第3条の期間内の就労が10日に達しない場合においても、その原因が乙の事由のうち甲乙協議して定める事由以外の事由であるときは、第3条の期間内の就労が10日に達しないことが明らかになった際に、甲は乙に対して前条の額を支払うものとする。

第6条 この約定書により定められる事項以外の必要な事項は、甲乙協議して、別にこれを約するものとする。

第7条 この約定書は、乙が昭和 年1月31日現在において雇用保険の特例一時金の受給資格を有する者（当該受給資格に基づき特例一時金を受給した者を含む。）又は1月1日前から引き続き雇用され、当該年度の1月31日において雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用された期間が6ヵ月以上ある者（離職時に雇用保険の一般被保険者の求職者給付金の受給資格を有する者を除く。）でないときは、効力を有しないものとする。

この約定書の成立を証するため本書2通を作成し、各自署名捺印のうえ各その一通を保管する。